

佐賀大学附属図書館医学分館運営委員会規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学附属図書館規則第6条第3項の規定に基づき、佐賀大学附属図書館医学分館運営委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 分館の運営に関する事項
- (2) 分館の諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 分館の予算に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 館長
 - (2) 医学部選出の附属図書館運営委員
 - (3) 医学部等鍋島地区の教員 若干人
- 2 前項第1号の委員は、館長が本庄地区から選考された場合は、当該館長に代えて副館長とする。

(任期)

第4条 前条第3号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 前条第3号の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の者をもって充てる。
2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
2 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、学術研究協力部情報図書館課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月14日改正)

この規程は、平成18年2月14日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日改正)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。